

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 5 年 1 0 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和5年10月26日(木) 午後2時00分から3時20分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	神子修一					
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三	委員 関根桂子
	四	委員 森田高正				
5 欠席した委員の氏名						
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会10月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会9月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。					
	— 各委員、特に意見なし —					
	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会9月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。					
	— 各委員、了承 —					
	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会9月定例会の議事録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の黒川委員にお願いします。					
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が2件である。 なお、本日の案件については、全て公開審議である。					
5 報告事項(公開案件) (1) 教委報告第51号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」	神子教育長： 教委報告第51号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。					
		櫻井生涯学習課長： (教委報告第51号の説明)				
		神子教育長： 教委報告第51号について、質疑はあるか。				
	— 特に意見なし —					

<p>(2) 教委報告第52号「埼玉県学力・学習状況調査の分析結果について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第51号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第51号については、了承とする。</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第52号「埼玉県学力・学習状況調査の分析結果について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p>
	<p>木暮学校教育課長： (教委報告第52号の説明)</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第52号について、質疑はあるか。</p>
	<p>黒川委員： リーディングスキルテストを実施している自治体があると思うが、取り入れている自治体は、この埼玉県学力・学習状況調査で平均正答率が上がっているといったようなことがあるのか。</p>
	<p style="padding-left: 40px;">基本的には、学力の伸びを確認する調査であるので、他の自治体を気にする必要はないが、良いやり方があれば研究してもいいのではないか。</p>
	<p>木暮学校教育課長： 他自治体の状況は来ないため、わからない。 しかし、必要であれば検討していく必要がある。 参考意見として取り入れさせていただきたい。</p>
	<p>久保田委員： 小学4年生と小学5年生で数値が離れている。 年によって変動があるものとは理解しているが、なぜ数値が離れているか、理由はわかるか。</p>
	<p>木暮学校教育課長： 学年による差異については、原因はわからない。 ただし、この結果を見て学校毎に強い点、弱い点を分析をして、その分析をふまえながら指導をして伸び率を上げていきたい。</p>
	<p>久保田委員： この結果については、個人のデータを本人やその保護者に面談等で伝える機会があるのか。</p>
	<p>木暮学校教育課長： 11月頃に個人面談を実施している。 この際に、保護者に伝えている。</p>
	<p>森田委員： 平均正答率は、どういう計算で出されているのか。</p>
	<p>木暮学校教育課長： こちらの調査については、設問毎に点数が設定されている</p>

訳ではなく、設問数分の正答数で正答率が出される。

関根委員： 前年度に伸び率が高かった場合、翌年度に正答率が高く、レベルが高くて伸び率は低くなるという理解で良いか。

木暮学校教育課長： 伸びが下がるという事ではないが、伸び率が低くなるという事はある。
伸び率が低いから学力が低いということではない。

神子教育長： たくさん伸びた翌年については、この調査上では伸びの上限が決まっているため、伸びの割合が小さくなるということか。

木暮学校教育課長： そのとおりである。

神子教育長： 小学4年生においては、平均正答率で県のレベルより低いようだが、小学5年生、小学6年生においては県のレベルより高いという結果となった。
様々な要因があると思うが、小学1年生から4年生でよりうまく指導が出来ればより学力が上がるということか。

木暮学校教育課長： そのとおりである。

谷掛学校教育課副課長： 問題の多さや文字の多さで、調査に慣れていない子は調査の最後まで回答できずに時間切れになってしまう。
テストだけのために指導を行っている訳ではないが、県からも問題集が出ているため、教師の指導力向上も含めて対応していきたい。

森田委員： 学校訪問をした際に、校長先生から、子供達のやる気が中々出て来ないという話があったが、この調査を見るとそのような傾向があるように見える。

本調査については、傾向を見る測りになり、先生方が次の指導方法を検討するために、調査は必要だと思う。

一方で、勉強は出来ないが学校が大好きで学校に行きたい子供、授業はわからないが掃除を一生懸命にやる子供がいる等、そういう子を評価出来るデータが欲しいと感じる。

学力・学習状況調査であり、学習というのは、子供が学校に通いどのような精神状態で成長してるのか等もあるのではないか。

数値化するのは難しいと思うが、その部分も反映してあげる調査が必要と感じる。

神子教育長： 学校に対する満足度の調査はある。

他市町と比べると北本市内の児童・生徒の数値は高かったと記憶している。

県が作成している問題集をこなして、問題に慣れていくと学力・学習状況調査の正答率も上がっていくが、別の指導を進めることも必要。

関根委員： 学力だけでは全てではないと思っており、他市との比較を見るデータもないのだと思うが、保護者として考えると気になると思う。

この調査がどの程度、県との比較を測れるものなのかが分からないが、どの程度、子供達が伸びたのを見る方が重要なのだと思う。

木暮学校教育課長： 例えば小学6年生を見ると北本市は7-Aで、県平均が7-Bとなっているため、この部分で考えると2段階に分けて1段階だけ北本市の小学6年生は理解度が高いとなっている。

差異としてはほとんど変わらないが、他市町村と比べてどのくらいなのかはわからない。

黒川委員： 全国学力調査の時も、秋田県や福井県等の上位を維持している県は、その問題集のようなものを児童・生徒にやらせているようであるが、それが子供の力になっているのかを考えると疑問だと個人的には思う。

先生が実施している日頃の授業の方が重要なのではないかと思う。

久保田委員： 保護者や個々の児童・生徒に説明する際に、あくまでも過去からの推移を伝えるデータとして伝えるのか、それとも個々に県平均以上なのか、以下なのか等も子供達に伝えるデータも含めてなのか。

木暮学校教育課長： それぞれの個票があり、自己の学力レベルと県の平均の状況が示されており、それをお渡ししている。

神子教育長： 中学2年生、3年生になってくると、高校受験を考えるとと思うが、その時に県平均と比べるとどの辺りにいるのか、確認できる資料になると思うが、小学校、中学校の児童・生徒があくまでも伸び率を見て、自発的に勉強してもらおうきっかけになればいいのだと思う。

草野教育部長： 埼玉県学力・学習状況調査は、個の学力を確認する調査としては全国初の事業で、他の都道府県にも広がってきている。

<p>6 その他</p>	<p>先生が一年間指導した結果を、項目別で強み弱みがどう出たのかを確認出来る。 どう授業を改善していこうか、ということに使える。 様々なデータを確認しながら相関関係をみて、指導の改善に使うことが出来る。 ただ、北本市では学校が好きで楽しく登校してもらうことを重視していて、Hyper-QU では、学校が好きな子の割合が、北本市は全国平均と比べても非常に多く、この強みを活かしていきながら、課題を解消していきたい。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第52号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第52号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>生涯学習課： (栄市民活動交流センターの現状について)</p> <p>文化財保護課： (デーノタメ遺跡の視察について)</p>
<p>7 閉会の宣言</p>	<p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会10月定例会を閉会する。</p> <p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和5年11月22日</p> <p style="text-align: center;">教育長 <u>神子 修一</u></p> <p style="text-align: center;">署名委員 <u>黒川 純子</u></p> <p style="text-align: center;">書記 <u>落合 元</u></p>

